

● 県内4金融機関による「デジタル振興券を活用した 高知県内の地域活性化に関する連携協定」の締結について

各位

令和8年4月16日

高知信用金庫、株式会社四国銀行・株式会社高知銀行・幡多信用金庫の県内4金融機関は、このたび、デジタル振興券を活用した地域活性化の推進に向け、連携協定を締結いたしました。

人口減少や地域経済の縮小といった課題が顕在化する中、私たちは地域に根ざす金融機関として、これまで以上に地域社会の持続的な発展に責任を果たしていく必要があると考えております。本協定は、そうした強い思いを共有する県内4金融機関が手を取り合い、地域の未来に向けて一歩を踏み出すものです。

これまで紙で発行された振興券は、地域経済を支える重要な仕組みである一方、利用や管理の面で課題も抱えていました。デジタル振興券の活用は、こうした課題を解決し、誰もが使いやすく、より多くの人に行き渡る仕組みへと進化させるものです。私たちは金融機関としての知見とネットワークを活かし、その円滑な導入と普及を全力で支えてまいります。

また、本取り組みは単なる決済手段のデジタル化にとどまらず、高知県および県内市町村が進めるデジタル施策と歩調を合わせ、自治体のデジタル化を後押しするものです。地域住民の利便性向上や事業者の負担軽減を図るとともに、地域内での消費循環を促進し、持続可能な地域づくりに貢献してまいります。

県内4金融機関が垣根を越えて連携することにより、地域全体を面的に支える体制を構築し、これまで以上に実効性の高い取り組みを展開してまいります。私たちは今後も、地域に寄り添い、地域とともに歩む金融機関として、安心して暮らせる社会、そして次世代へとつながる持続可能な地域づくりに貢献してまいります。

なお、本協定に基づき、地域通貨ジモッペイにおいて四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫の口座をご指定の加盟店を、令和11年3月まで「手数料チャレンジ制度」の対象とし、1カ月間最大1,000万円までの払戻手数料が無料となります。

記

1. 協定の目的

高知県および県内市町村が実施する施策と連携しながら、持続可能な地域社会の実現に向け、デジタル振興券を活用した地域活性化に向けた取り組みについて、協働して実施することを目的とする。

2. 連携事項

- (1) 高知県および県内市町村が実施するデジタルポイント還元事業に関する事項
- (2) 高知県および県内市町村が実施するデジタル振興券事業に関する事項
- (3) その他、本協定の目的を達成するために必要な事項

3. 協定締結日

令和8年4月15日（水）

4. 代表者

高知信用金庫 理事長 山崎 久留美
株式会社四国銀行 取締役頭取 小林 達司
株式会社高知銀行 取締役頭取 河合 祐子
幡多信用金庫 理事長 渡邊 毅

5. 地域通貨ジモッペイ加盟店手数料の優遇

本協定に基づき、以下のとおり四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫の口座をご指定の地域通貨ジモッペイ加盟店を「手数料チャレンジ制度」の対象といたします。

(1) 優遇内容

地域通貨ジモッペイにおいて四国銀行・高知銀行・幡多信用金庫の口座をご指定の加盟店は1カ月間最大1,000万円まで払戻手数料が無料となります。

(2) 適用期間

令和8年4月16日から令和11年3月31日までの3年間

6. 本件に関するお問い合わせ先

高知信用金庫 業務推進本部 088-882-2525

以 上